

居宅療養指導（訪問薬剤管理指導）  
に係る駐車許可申請について

一般社団法人 越谷市薬剤師会

会計総務委員会作成

令和5年5月

## 駐車許可とは

- 訪問介護や引っ越し等により駐車せざるを得ない特別な事情がある場合、駐車場所を管轄する警察署長に駐車許可を申請し、申請内容を審査した上で、許可する制度です。
- 審査の結果、不許可になる場合もあります。

## 使用方法

駐車する際は、許可証の原本をフロントガラスの内側に記載事項が見やすいように掲示してください。

二輪車の場合は、許可証の原本をいずれかの方法で記載事項が見やすいように掲示してください。コピーの掲示は不可です。

# 審査基準

- 次の全てに該当する必要があります。
  1. 駐車日時が、次のいずれにも該当すること。
    - (1) 駐車により交通に支障を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではない。
    - (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものではない。
  2. 駐車場所が、次のいずれにも該当すること。
    - (1) 駐車禁止の規制が実施されている場所。ただし無余地場所、放置駐車及び法定の駐車禁止場所を除く
    - (2) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所ではない。
  3. 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当すること。
    - (1) 公共交通機関等の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。
    - (2) 5分を超えない時間内の荷物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが不可能と認められる用務であること。
    - (3) 道路使用許可対象行為を伴う用務ではないこと。
  4. 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場又は駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能と認められること。
    - (1) 重量又は長大な荷物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
    - (2) その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内。

(埼玉県警察HPより)

# 申請に必要なもの

- 1 駐車許可申請書 2通
- 2 駐車場所の見取図 1通
- 3 運転免許証の写し 1通
- 4 自動車検査証の写し 1通
- 5 駐車せざるを得ない特別な事情を証明する書類の写し 1通
- 6 駐車場所一覧表 2通

※ 6の駐車場所一覧表は案内に記載がないが、  
申請時に必要なので、注意！！

駐 車 許 可 申 請 書			
令和 ● 年 ● 月 ● 日			
越谷 警察署長 殿			
申請者 住所 埼玉県越谷市●●●●			
氏名 株式会社●● ●●薬局			
代表取締役・管理薬剤師 ●● ●●			
駐 車 の 期 間	令和 ● 年 ● 月 ● 日から		
	令和 ● 年 ● 月 ● 日まで		
駐 車 の 時 間	各日 午前・午後 8 時 00 分から		
	午前・午後 8 時 00 分まで		
駐 車 の 場 所	別紙参照。		
駐 車 の 方 法	他の通行の妨げにならないように左側に駐車。		
車 両 の 種 別	車 種	車 名	登録（車両）番号
	小型乗用車	ホンダ ●●	越谷 510 ま ●●●●
駐 車 を 必 要 と す る 理 由	居宅療養管理指導及び訪問薬剤管理指導等による薬剤師の業務のため。		
第 号 駐 車 許 可 証			
上記のとおり駐車を許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
令和 年 月 日			
警察署長 印			

## 1 駐車許可申請書 記載方法 一例

駐車許可申請書は埼玉県警察のHPよりダウンロード可能。  
申請時は**2通**用意すること。

駐車許可は警察署の営業日で申請日の翌々日に受領可能。  
（営業日は月曜～金曜日）

駐車の開始期間は**申請日の翌々日の日付を記載**する。  
駐車の終了期間は開始日から最大で**半年間**まで。

継続して許可証を使用する場合は半年ごとに申請が必要。  
許可期間が切れる1週間前まで申請するのが目安。

駐車の時間は一般に薬局の営業時間が目安だが  
時間外の対応も想定されるので8時～20時が目安。

駐車の場所は「別紙参照」で対応。

駐車の方法は

「他の通行の妨げにならないように左側に駐車」。

駐車を必要とする理由は

「居宅療養管理指導及び訪問薬剤管理指導による  
薬剤師の業務のため」。

## 2 駐車場所の見取り図



見取り図はGoogleマップの印刷でOK。

**駐車場所をマーキングする。**

駐車する予定の場所の見取り図を全て用意すること。

### 3 運転免許証の写し

運転免許証のコピーを用意する。  
表面と裏面の両方をコピーすると良い。  
裏面は変更がないことを証するため  
または裏面に記載の変更点を証するため

### 4 自動車検査証の写し

自動車検査証もコピーを用意する。



## 5 駐車せざるを得ない特別な事情を 証明する書類の写し

①厚生局へ届け出する

「**在宅患者訪問薬剤管理指導に係る届出書**」のコピー

②「**薬局開設許可証**」のコピー

を各1通用意する。

上記は一例です。

他の書類でも事情を証明することができれば  
問題ないと考えられます。



# 6 駐車場所一覧表

駐車場所一覧表	
	駐車場所
1	越谷市●●● 1 - 1 付近
2	越谷市●●● 2 - 1 付近
3	越谷市●●● 3 - 1 付近
4	越谷市●●● 4 - 1 ABCマンション 付近
5	越谷市●●● 5 - 1 越谷アパートA棟 付近
6	
7	
8	
9	
10	

訪問する予定の住所を一覧表にして作成。  
エクセル等で自分で作成すること。  
(手書きでもOK)

## 2 通用意

する。  
1 通は交付される許可証に添付されるため。  
記載の場所を申請後、確認され、許可が不要  
または許可できない場所の場合は横線で消去さ  
れる。

記載した住所の駐車場所の見取り図は必ず添付  
すること。

# 申請方法

- 越谷警察署 交通課  
(現在、建替えにて、仮庁舎へ移転しているので注意)
- 申請受付日：月曜日～金曜日  
(祝祭日及び12月29日から1月3日を除く。)
- 申請受付時間：午前9時00分～午後4時15分まで

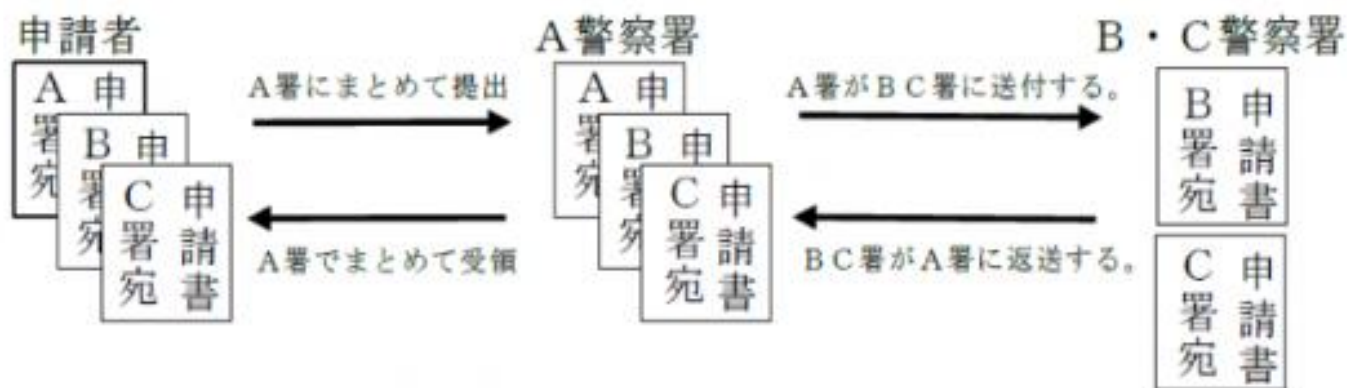
許可証の受領も、上記の日時・時間となります。

# 同時に複数警察署に申請される方に対する特例

各申請書を各警察署の提出することもできますが、申請に係るいずれかの警察署に、各警察署あての申請書をまとめて提出することもできます。

この場合、駐車許可証の受領は、申請書を提出した警察署です。

例 A・B・C警察署に駐車許可申請を提出する場合



## ○注意事項

1. 電子申請では、利用できません。
2. 許可証の受領は、申請書を提出した警察署になります。
3. 申請から許可証受領まで半月以上かかります。余裕を持った申請をお願いいたします。

(埼玉県警察HPより)

# 注意事項

- 駐車許可証が得られても、どこでも駐車ができるわけではありません。
- 許可証に記載された許可条件、指導事項、駐車に際しての留意事項などをよく確認し、関係法規を遵守の上、使用して下さい。

※この資料は駐車許可証の申請に係るための参考情報です。

実際の申請にあたっては警察署の担当窓口でご相談下さい。

許可証の発行等を保証するものではありません。

# 駐車禁止除外標章について

- 標章の交付を受けて、「駐車禁止」から除外される扱いとなります。  
有効期間は最大3年。

現在は「医師が急病人等の往診のため」「訪問歯科診療のため」等の条件を満たせば、埼玉県内全域で有効の標章が発行されている。

 対象は医師・歯科医師のみ

**★薬剤師も在宅医療のため発行の対象となるように  
越谷市薬剤師会では要望書を提出する等の活動を行っています。**